

【改正理由】 審議及び採決の必須要件から工学に関する専門家を除くため。

岡山大学病院治験審査委員会内規の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 工学に関する専門家から 1人以上</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>第7条 審査委員会の審議及び採決には、過半数の委員の出席並びに第4条第1項<u>第11号及び第12号の委員各1名以上の出席が必要である。また、採決は出席者全員の同意を得なければならない。ただし、医薬品等の治験責任医師等である委員は、当該研究に関する審議及び採決には参加しないものとする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 審査委員会は、次に掲げる者で組織し、病院長が委嘱する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 工学に関する専門家から 1人以上</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>第7条 審査委員会の審議及び採決には、過半数の委員の出席並びに第4条第1項<u>第8号、第11号及び第12号の委員各1名以上の出席が必要である。また、採決は出席者全員の同意を得なければならない。ただし、医薬品等の治験責任医師等である委員は、当該研究に関する審議及び採決には参加しないものとする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>